

伊勢崎市立赤堀中学校 部活動活動方針

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 設置する部活動について

運動部 11部、文化部 4部を設け、それぞれ顧問教師 1名以上、生徒に部長、副部長をおく。

[運動部]

- ①体操部 ②軟式野球部 ③ソフトボール部 ④バスケットボール部 ⑤バレーボール部
⑥ソフトテニス部 ⑦卓球部 ⑧サッカー部 ⑨陸上競技部 ⑩柔道部 ⑪剣道部

[文化部]

- ①手芸部 ②美術部 ③科学部 ④吹奏楽部

※ 上記以外の中体連競技は検討の上、大会のみ引率する場合もある。

※ 駅伝部は、希望者かつ保護者の同意をもって活動する。

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定

- 週 2日以上（平日に 1日と土・日曜日のいずれか 1日）の休養日を設定する。

※ 詳細は各部活動ごとの活動計画による。

※ 土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替の休養日を確保する。

- 伊勢崎市佐波郡中学校体育連盟及び群馬県中学校体育連盟主催の総合体育大会新人大会と群馬県吹奏楽連盟主催のコンクール・コンテストについては、部活動の大きな目標であり、競技・種目においては、大会が週を超えて開催されることもあるため、生徒のコンディション維持のために必要な場合は、代替となる休養日を設定しないこともできる活動とする。

<活動計画>

- 1週間に「5/9の活動」を原則とする。

※ 「5/9の活動」とは、1週間の部活動のできるコマを9コマ（月～金で5コマ、土日の午前午後で4コマ）として、その中で5コマ以内で活動すること。

<例>

	月	火	水	木	金	土		日		
第1週	—	○	○	○	○	○	—	—	—	5/9
第2週	—	○	○	休養	○	○	○	—	—	5/9
第3週	—	○	○	○	○	○	○	○	○	8/9
第4週	—	休養	○	休養	○	—	—	—	—	2/9

※ 赤堀中学校では原則月曜日を平日の休養日とする。

※ 1週間で「5/9」を超えた場合は、他の週で休養日を設ける。

※ 天候等によって休養日を変更する場合もある。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・ 土・日曜日は休養日とする。
- ・ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、閉庁期間は休養期間とする。
 - ※ 詳細は各部活動ごとの活動計画による。
 - ※ 土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替の休養日を確保する。

③ 活動時間

- ・ 合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で活動を終える。
 - * 朝練習の時間も含めて計算する。
- ・ 学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では、3時間程度で活動を終える。

月	4	5	6	7	8	9
活動終了時刻	17:45	17:45	17:45	17:45	(17:45)	17:45
最終下校時刻	18:00	18:00	18:00	18:00	(18:00)	18:00
月	10	11	12	1	2	3
活動終了時刻	17:15	16:45	16:45	16:45	17:15	17:15
最終下校時刻	17:30	17:00	17:00	17:00	17:30	17:30

④ 朝練習

- ・ 生徒の健康状態や活動意欲、学習や家庭生活等を配慮し、生徒の自発的発想により、希望者のみの参加となるよう配慮する。朝練習を行う場合は、以下の時間内とする。
活動時間 7:30～8:00 (7:20前には登校しない)

3 経費

- (1) 活動に当たる経費は生徒会費・体育文化後援会費から補助する。

4 入部、転部、退部について

- (1) 《仮入部から正式入部までの具体的な手順》

① 見学・仮入部期間

- ・ 入学してから部集会前日までとする。
- ・ 体験入部期間を設け、実際に練習に参加させる。

② 練習時間

- ・ 仮入部者の練習時間は、17:30(完全下校)までとする。正式入部(部集会)してから、正規の部活動終了時刻になる。(R7年度は8日から)
- ・ 入学当初は疲れもあり、下校時刻を早めることも考慮する。
- ・ 朝練習は6月から参加することができる。

* 総体のメンバーに限り、保護者の同意および学校長の許可により大会2週間前から朝練に参加することができる。ただし、参加生徒については、打ち合わせ等で職員の共通理解を図る。

③ 入部届

所定の用紙は、本人から担任と顧問(部集会で)に提出する。

④ 正式入部

中体連事務局に報告する都合上、5月8日までに手続きを行う。

ただし、5月中は、猶予期間として転部を認める。

(2) 《退部・転部の手順》

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、担任から退部届を受け取り、保護者に承諾の上、承諾印をもらい、退部する顧問と担任に提出する。転部の場合は、退部手続き後、担任から入部届を受け取り、保護者に承諾印をもらい、新たに入部する顧問と担任に提出する。

5 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) 外部指導者について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 部活動検討委員会について

適切に部活動を実施するため、学校評価等で定期的に評価するとともに、学校職員、保護者、地域関係者で部活動検討委員会を必要に応じて組織し、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携、学校と地域の連携などについて、顧問、生徒、保護者等の意見を聞きながら改善策等を提案してもらう機会を設ける。

7 その他

(1) 健康状態の把握

日頃から生徒が自分の健康管理について関心や意識を持ち、適度な休養と栄養及び水分の補給に留意できるよう指導する。活動に際しては、生徒の健康観察を適切に行い、体調に応じて活動内容の制限や休ませるかを判断する。

(2) 安全点検と安全指導

部活動を安全な活動とするために、学校全体として、練習場所、使用器具の整備・点検を行う。また、生徒に安全への意識を高める指導を行い、事故の未然防止に努める。

(3) 競技特性と能力差に応じた指導

競技特性を踏まえ、危険を内包していることを生徒に指導し、事故防止に最大限の配慮を行う。また、生徒が精神的・身体的に成長段階にあることを念頭に置き、個人差に十分配慮した適切な活動内容になるように段階的、計画的な指導を行う。

(4) 天候や気象を考慮した指導

高温注意報や雷注意報など情報を収集するとともに、WBGT計による環境条件の把握を行い、気象条件を考慮した指導を行う。特に、熱中症の予防のための対策は、保健部・安全部・体育部が連携し学校全体で行う。加えて運動部は、熱中症警戒アラートが発令した場合、及びWBGT計の値が31を超えた場合、活動の中止や縮小などの措置をとる。また、雷が発生した場合は、校外部活動をただち中止し、屋内に避難させる。

(5) 事故への対応

事故発生時の対応については、人命救助を最優先として、危機管理マニュアルに基づいて緊急体制を確立する。生徒に対しても応急手当に対する指導を適宜行い、事故発生時には適切に対応できるようにする。

(6) 保護者との連携

保護者会等で部活動の活動方針や年間計画などを保護者に説明し、共通理解を図る。傷病時には安全を最優先にして適切な対応をするとともに、保護者に連絡する。